

誤使用・不注意による事故リスクを低減した製品に対する 表彰・表示制度の御紹介 (+あんしん)

～誤使用・不注意防止に対応する製品にスポットライトを～

2026年3月12日

産業保安・安全グループ 製品安全課

1. 本制度の立て付け	-----003
2. 制度創設の背景	-----006
3. 制度の趣旨	-----009
4. 応募製品に求める要件	-----011
5. 評価軸 3、評価軸 4 におけるポイント	-----014
6. 応募書類	-----021
7. 審査スケジュール	-----023
8. 審査スキーム	-----025
9. 受賞のメリット、ロゴマークの活用事例など	-----027
【参考】よくある質問集	-----031

01.本制度の立て付け

製品安全対策優良企業表彰（PSアワード）に新たな部門として創設

PSアワードとは

- 企業による製品安全の先進的な取組を讃えることで、事業活動や消費生活において製品安全が重要な価値として定着し、**社会全体で製品の安全が守られること**を目的として、平成19年度から実施。
- 経済産業大臣賞を計3回受賞した企業を「**製品安全対策ゴールド企業**」として認定。ゴールド企業認定から**5年経過ごと**に、認定時の取組が引き続き維持されているか、審査委員会で**フォローアップ**を実施。

令和7年度（第19回）受賞企業

経済産業大臣賞

- ・（株）いうら 中小企業 製造・輸入
- ・（株）カインノ電器 中小企業 小売販売

技術総括・保安審議官賞

- ・富士フィルムビジネスイノベーション（株） 大企業 製造・輸入

審査委員会賞（優良賞）

- ・象印マホービン（株）
- ・（株）ノーリツ
- ・（株）大創産業

審査委員会賞（特別賞）

- ・ヤマト運輸（株）



製品安全対策ゴールド企業（8社）

フォローアップを受けた回数に応じて星マークを追加

- ・上新電機株式会社★★★
- ・株式会社相田合同工場★
- ・株式会社バンダイ★
- ・株式会社イトーヨーカ堂★
- ・アキュフェーズ株式会社★
- ・YKK AP株式会社★
- ・パナソニック株式会社
くらしアプライアンス社 ランドリー・クリーナー事業部
- ・マツ六株式会社



「製品部門」を新たに設置し、制度を創設

	部門	表彰内容	募集対象
企業・組織	大企業 / 中小企業 製造事業者・輸入事業者部門	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞） 	消費生活用製品※1の製造事業または輸入事業を行う者[a]
	大企業 / 中小企業 小売販売事業者部門	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業大臣賞 技術総括・保安審議官賞 優良賞（審査委員会賞） 	消費生活用製品の小売販売事業を行う者[b]
	団体部門	特別賞（審査委員会賞）	[a][b]以外の「消費生活用製品」に関連した事業を行なっている団体
	企業総合部門	特別賞（審査委員会賞）	[a][b]以外の「消費生活用製品」に関連した事業を行なっている企業（「ネットモール運営事業者※2」を除く）
	ネットモール運営事業者部門	特別賞（審査委員会賞）	ネットモール運営事業者※2
製品	製品部門 	特別賞（審査委員会賞）	特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減を図った消費生活用製品

02. 制度創設の背景

「誤使用・不注意」等が原因の事故は全体の約3割発生

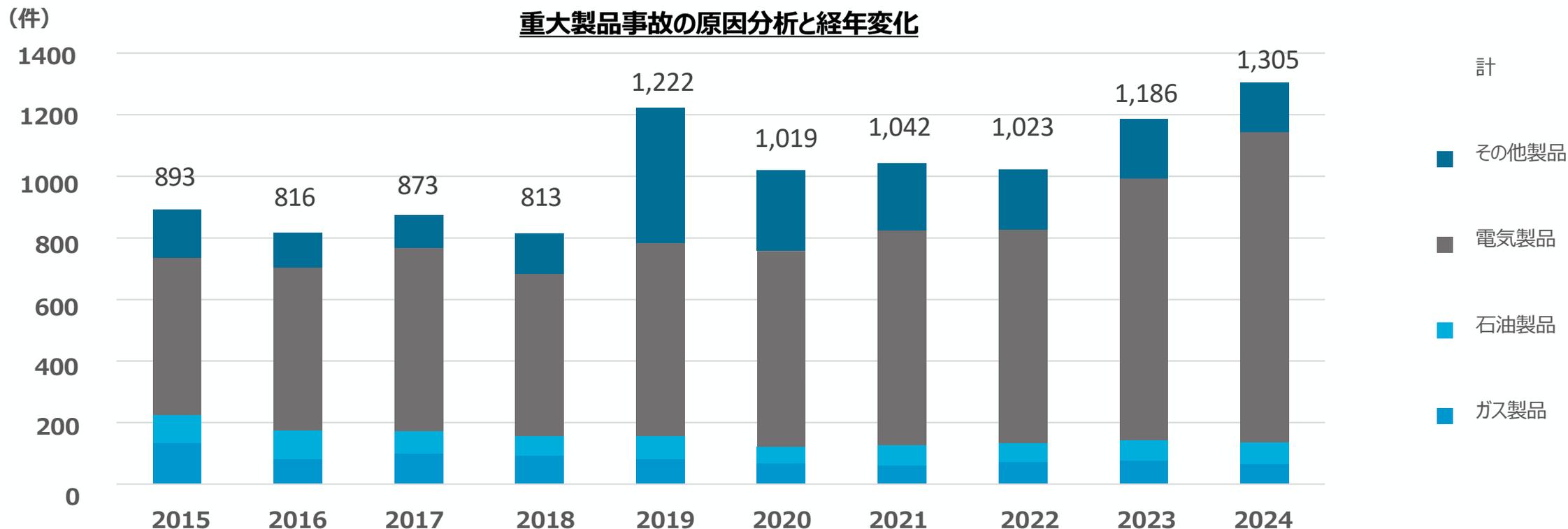
重大製品事故の原因分析と経年変化

2024年12月末時点の調査結果※2

受付年	製品起因	経年劣化	設置・修理不良	誤使用・不注意	偶発的事故等※1	原因不明	調査不能	非重大製品事故等	調査中	合計
2022年	321件	27件	17件	74件	204件	334件	16件	6件	24件	1,023件
	31.4%	2.6%	1.7%	7.2%	19.9%	32.6%	1.6%	0.6%	2.3%	100%
2023年	281件	46件	19件	68件	198件	409件	15件	13件	137件	1,186件
	23.7%	3.9%	1.6%	5.7%	16.7%	34.5%	1.3%	1.1%	11.6%	100%
2024年	112件	11件	5件	18件	80件	147件	11件	5件	916件	1,305件
	8.6%	0.8%	0.4%	1.4%	6.1%	11.3%	0.8%	0.4%	70.2%	100%

出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

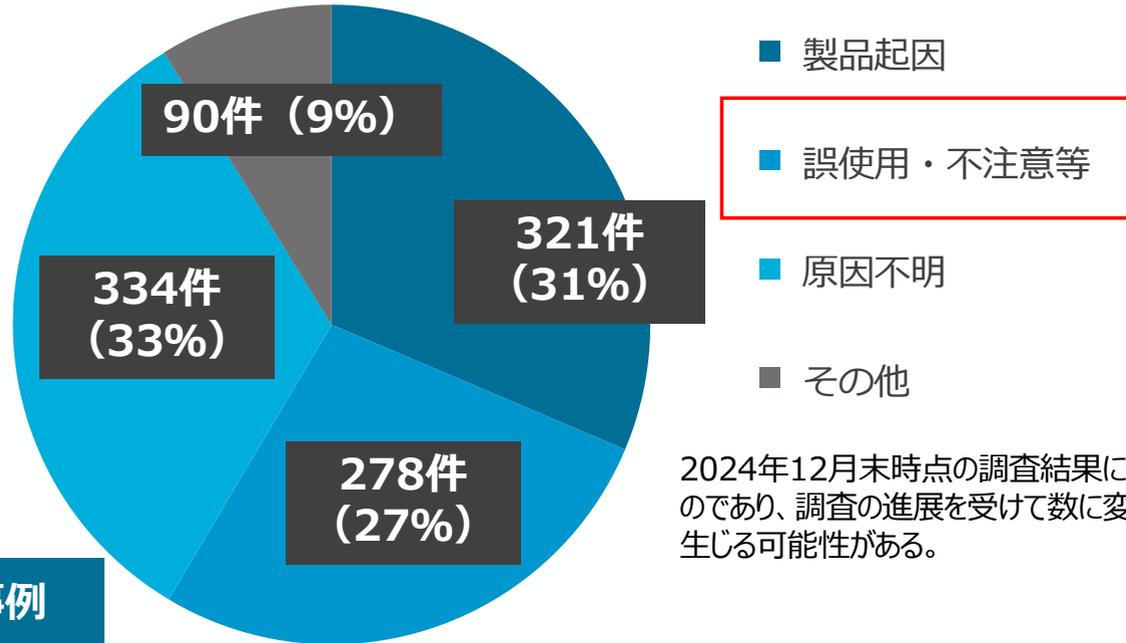
（※1）「偶発的事故等」とは、製品に起因しないか（ただし誤使用と言い切れない）、又は使用者の感受性に関係すると考えられるものをいう。（※2）2024年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計（注）消費者庁が事業者から重大製品事故報告を受理した日で計上

身体・認知機能が低下した高齢者による誤使用等事故は6割を超える

2022年 重大製品事故の原因



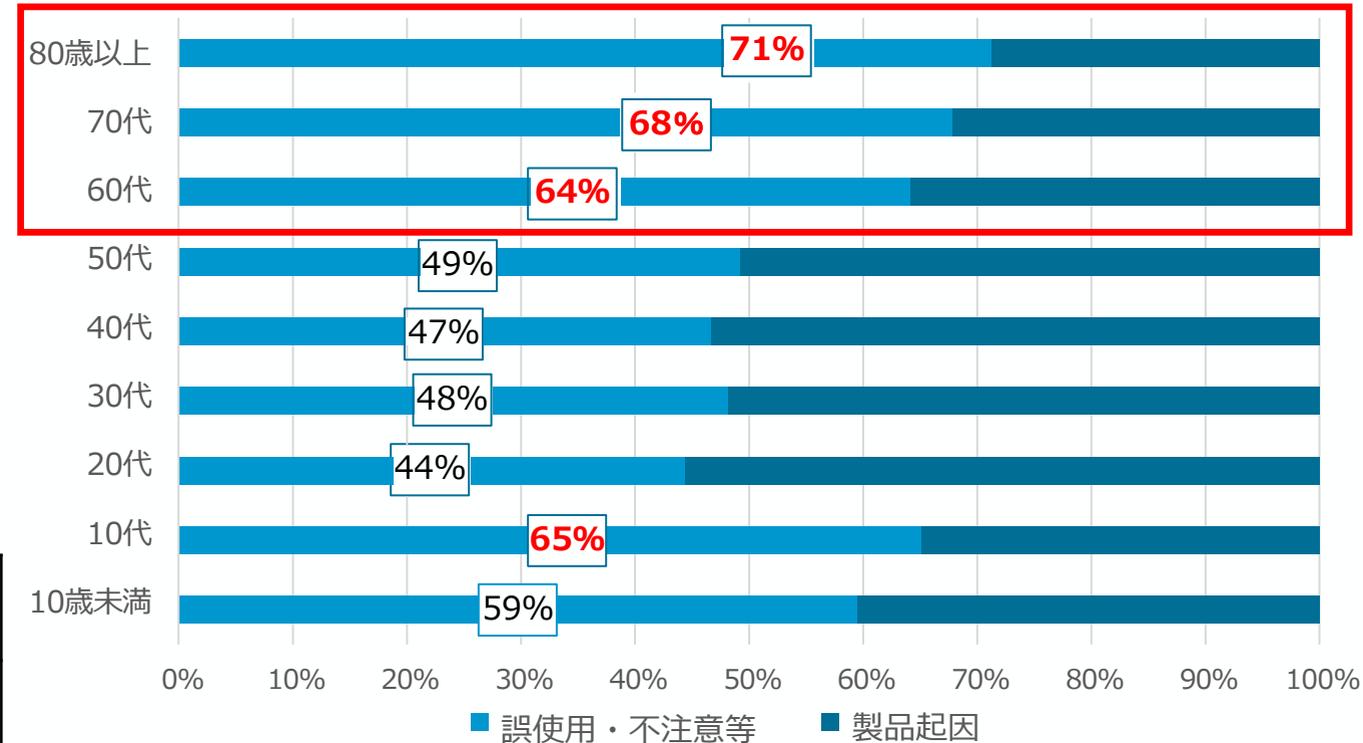
2024年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて数に変更が生じる可能性がある。

事故事例

ベビーカー	父親がベビーカーを開く際に、 <u>誤ってフレームの接続部に3歳児の指を挟み、小指の先端が切断。</u>
除雪機	70代の高齢者が、 <u>緊急停止機能をキャンセルして除雪機を使用中に、壁と除雪機に挟まれ死亡した。</u>
ガスこんろ	80代の高齢者が、 <u>マフラータオルを首に掛けたままガスこんろを使用中に、マフラータオルに着火し火傷を負った。</u>
ドア	子供が、 <u>玄関ドアに手を掛けて靴を脱いでいる間にドアが閉まり、右手親指を挟み骨折した。</u>
暖房便座	80代の高齢者が、 <u>暖房便座に30分弱座っていたことで低温火傷を負った。</u>

60代、70代、80歳以上で多く、他の年齢層より高い

製品起因と誤使用・不注意等の事故割合（2020年～2022年）



出典：消費生活用製品安全法に基づいて消費者庁から経済産業省製品安全課に通知された重大製品事故（事故の受付日ベース）を基に経済産業省製品安全課で集計

※製品起因と誤使用・不注意等による重大製品事故の合計件数を分母とし、それぞれの割合を示したもの。

※2022年12月末時点の調査結果に基づくものであり、調査の進展を受けて件数に変更が生じる可能性がある。

※NITEによる事故調査の結果、負傷者等の年代が判明したものを計上。

※事故にかかる複数人の年代が判明したものは、負傷者、使用者、所有者の順に優先して計上。

※判明した年齢に幅がある場合や複数人負傷者等がある場合、より低い年代で計上。

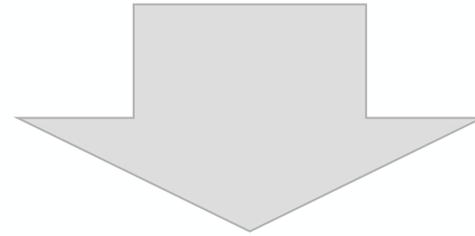
※「小学生」は10歳未満、「中学生」「高校生」は10代、「大学生」は20代で計上。

03. 制度の趣旨

誤使用・不注意防止に対応する製品にスポットライトをあて、消費者が安全を意識する「製品安全市場」の構築を目指す

今までの課題

高齢者や子供による誤使用・不注意等事故の発生割合が高い製品では、製品側でそうした事故リスクを低減する機能の搭載が期待されるが、開発コストが価格転嫁されるため、一般的に消費者への訴求も難しい傾向。



実施目的

- 特定の誤使用・不注意の防止対策が採られた製品について、そのリスク低減状況を評価し、効果が認められた製品はその旨が分かるような表示を付すことで、事業者と消費者間のリスクコミュニケーションを促進し、消費者が自ら安全な製品を選択しやすい環境を整備。
- 「誤使用・不注意等事故を防ぐ製品」が市場で評価され、安全性が一つの強みや差別化要素となれば、誤使用・不注意での事故減少が期待できる。

04.応募製品に求める要件

応募の対象となる製品（ガイドライン2及び3． 3参照）

- 「消費生活用製品」であり、特定の誤使用・不注意による事故のリスクを低減するための対策が組み込まれ、一定のリスク低減が論理的に認められるもの。誤使用・不注意による製品事故（発生のおそれがあるものを含む）を契機に、対策を施した製品が対象。

応募要件（ガイドライン2及び3． 3参照）

- 年度ごとに「1社あたり誤使用・不注意によって生じる、1つの『危害のシナリオ』」まで。

「危害」とは、傷害や健康被害のこと。「危害のシナリオ」とは、事故発生シナリオとも言える。

【危害のシナリオの例】着衣着火による火傷、電気ケトルの蒸気孔に顔や手を近づけてしまうことによる火傷、高温のグリルドアに接触することによる火傷

- リスクが共通であれば、シリーズ製品など複数製品の応募が可能。
 - ✓ ただし、「同じ製品と見なす理由」を添えること。
 - ✓ 部分品（機構、器具、構造物、製品などの一部品を構成する品物）での応募は対象外。

応募製品は以下の4つの評価軸に基づき、審査する

評価軸 1 : 製品全体の基本的な安全性が担保されているか (ガイドライン3.4)

- 特定の誤使用・不注意を防止する対策を含む**製品全体として求められる基本的な安全性を担保する**ことを説明することが必要です。(例: 製品安全4法が規定する技術基準、JIS、民間業界規格等への適合)

評価軸 2 : 誤使用・不注意と結び付けて対策する意義が明確か (ガイドライン3.5)

- 誤使用・不注意事故と結び付け、**製品の開発背景も含め、事故リスクを低減する対策の必要性**が伝わるように説明することが必要です。(関連する事故の発生状況や既存の規格・基準、市場の状況を鑑み説明すること。)

評価軸 3 : 特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況が明確か (ガイドライン3.6~3.10)

- 誤使用・不注意事故を洗い出し、**リスクアセスメント**を用いて対策すべきハザードを説明することに加え、そのリスクを低減する対策が**実装**されていること、実装により**特定の事故リスクが低減することの効果**を説明することが必要です。(第三者試験機関における試験やR-Mapを用いて説明すること。)

評価軸 4 : 製品に表示する事故リスクを低減する対策の効果等に関する説明文言が妥当か (ガイドライン3.11)

05. 評価軸3、 評価軸4におけるポイント

本制度において最も重要な「特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況」を証明する際の、ポイントをご説明します。

評価軸 3：特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の証明に関するポイント

1. リスクアセスメント

本制度において、「リスクアセスメント」は重要な要素です。

応募製品に関連する製品事故情報などを参考に、「リスクアセスメント」を行い、誤使用・不注意事故を洗い出す作業が必要です。

「リスクアセスメント」の実施に際しては、製品の様々な使用状況を想定した広い視野での検討が必要となり、抽出した誤使用・不注意事故について、なぜ選定したか理由の説明が必要です。

また、製品にリスクを低減する対策を搭載することによって、新たにもたらされるリスクについても検討する必要があります。



リスクアセスメントシートを作成して説明

参考情報

- 経済産業省「[保安ネット（公表ポータルサイト）](#)」
- 製品評価技術基盤機構「[SAFE-Lite](#)」
- 消費者庁「[事故情報データバンクシステム](#)」
- 経済産業省「[リスクアセスメントハンドブック](#)」

評価軸 3：特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の証明に関するポイント（続き）

2. リスクを低減する対策の実装を証明する

●以下、3つの手法を用いて証明を行います。

- ① スリー・ステップ・メソッド（ISO/IEC Guide 51で規定されている）に基づき、ステップ1「本質安全設計」またはステップ2「安全防护」の少なくとも一方を用いて、リスクを低減する対策を説明します。
（ステップ3「使用上の情報」のみは認められない。）
- ② 原則、「第三者試験機関」においてリスクを低減する対策の実装を試験を用いて確認します。
 - ✓ 「第三者試験機関」は、主に応募製品に関する**製品安全4法の登録検査機関**や**産業標準化法試験事業者登録（JNLA）制度の登録事業者、ISO/IEC 17025 認定を取得する試験所**を指します。
 - ✓ 試験方法は応募者自身で検討した上で、第三者試験機関に試験依頼を行うこと。（試験の例：一定の条件下でセンサーが作動するか確認する）
 - ✓ 応募前に、第三者試験機関に対し事前相談を行うことを強く推奨します。（実際の試験は、一次審査通過後に行う。）
 - ✓ 試験による実装の証明が難しい場合、論理的に実装の証明がされている必要があります。
- ③ リスクを低減する対策の動作が確認できる動画を作成してください。

評価軸 3：特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の証明に関するポイント（続き）

3. リスクを低減する対策の効果を証明する

●以下、2つの手法を用いて証明を行います。

- ① 実装の証明結果を以て、**特定の事故リスクが低減することの効果について検証**します。検証方法や結果を説明する必要があります。
 - ✓ 検証方法は、**モニター試験（調査）**や**ユーザビリティテスト**等の利用もご検討ください。応募製品と比較対象製品の違いについて、**有意差検定**（有意差（観測された差が単なる偶然ではなく、統計的に意味のある差であること）の有無を検定するもので、データに基づき二つ以上のグループ間で差が偶然でないかを統計的に判断する手法）を用いて検証することが望ましい場合があります。
- ② **R-Map**を用いて、リスクを低減する**対策の効果を示**します。
 - ✓ R-Mapでは説明が困難な場合など、R-Mapを用いない場合は、その理由と他の手法を使用する理由およびリスク低減のロジックを明確に説明することが必要です。

次ページへ

● リスクを低減する対策の搭載前後でリスクをプロットし比較します。

● 始点（リスクを低減する対策を搭載する前）は原則B領域であり、応募製品までのリスクが顕著に低減（1セル以上の低減または比較対象製品に対して有意に低減など）していることが必要です。

➤ 始点がA領域の場合、応募製品のリスクはC領域まで低減していることが必要です。

※発生頻度は家電製品の定量的表現を仮として設定

(件/台・年) 10-4超	頻発する	C	B3	A1	A2	A3
10-4以下 ~10-5	しばしば発生する	C	B2	B3	A1	A2
10-5以下 ~10-6	時々発生する	C	B1	B2	B3	A1
10-6以下 ~10-7	起こりそうにない	C	C	B1	B2	B3
10-7以下 ~10-8	まず起こりえない	C	C	C	B1	B2
10-8以下	考えられない	C	C	C	C	C
		無傷	軽傷	中程度	重大	致命的
		なし	軽傷	通院加療	重傷 入院治療	死亡
		なし	製品発煙	製品発火 製品焼損	火災 (周辺焼損)	火災 (建物延焼)

始点がA領域だが、C領域まで低減していないため不可。



1マス以上低減されているため、評価基準を満足。

1マス以上かつC領域まで低減されているため、評価基準を満足。

リスクの許容度の3段階

- ① ; 許容できないリスク (A領域)
- ② ; 広く許容されているリスク (C領域)
- ③ ; ①と②の間、許容できないリスクではないが、低減すべきリスク (ALARP領域 : B領域)

ALARPの定義 : 合理的に見て実行可能な限り、リスクを低減すること (As Low As Reasonably Practicable)

参考

- 一般的に**発生頻度がゼロレベル**（発生が考えられない）とみなせるのは**1億分の1（10⁻⁸）**以下。
- **致命的な危害であっても、許容できないリスクではない**とされる発生確率は**100万分の1（10⁻⁶）**以下。

発生確率10⁻⁶（100万分の1 = 1 ppm）となる3つの事例

① **100万年に一度**の確率で1件重大事故に遭う

⇒ 1件/1台・100万年 = 1×10⁻⁶件/台・年 = 1 ppm /台・年

② **100万人に1人**が毎年1件、重大事故に遭う

⇒ 1件/100万台・1年 = 1×10⁻⁶件/台・年 = 1 ppm /台・年

③ **日本の全世帯***に普及している製品で**毎年50件**の重大事故が発生

⇒ 50件/5,000万台*・1年 = 1×10⁻⁶件/台・年 = 1 ppm /台・年

R-mapでの発生確率

→ **1ppm = 10⁻⁶ 件/台・年**

許容できるリスクが否かの閾値（目安）

【注】 ゼロレベルについては製品毎によって異なり、以下のように分類。
（平成20年 製品安全対策に係る事故リスク評価と対策の効果分析の手法に関する調査報告書より）

- 6以下…画像診断医療機器、エレベータ、エスカレータ、大型自動回転ドア
- 7以下…電動車いす、電動アシスト自転車等
- 8以下…家電、ガス・石油機器等、一般的な消費生活用製品等

※発生頻度は家電製品の定量的表現を仮として設定

(件/台・年)	頻発する	C	B3	A1	A2	A3
10-4超	頻発する	C	B3	A1	A2	A3
10-4以下 ~10-5	しばしば発生する	C	B2	B3	A1	A2
10-5以下 ~10-6	時々発生する	C	B1	B2	B3	A1
10-6以下 ~10-7	起こりそうにない	C	C	B1	B2	B3
10-7以下 ~10-8	まず起こりえない	C	C	C	B1	B2
10-8以下	考えられない	C	C	C	C	C
		無傷	軽傷	中程度	重大	致命的
		なし	軽傷	通院加療	重傷 入院治療	死亡
		なし	製品発煙	製品発火 製品焼損	火災 (周辺焼損)	火災 (建物延焼)

始点がA領域だが、C領域まで低減していないため**不可**。

※日本全国での世帯数を5000万世帯として計算

1マス以上かつC領域まで低減されているため、評価基準を満足。

1マス以上低減されているため、評価基準を満足。

評価軸 4：製品に表示する事故リスクを低減する対策の効果等に関する説明文の作成におけるポイント

- リスクを低減する**対策の効果**を、**正しく分かりやすく消費者に伝える**ことを目的に文言を作成します。（作成する部分は赤枠内）
- ✓ ログマークは**消費者が製品を選択する際の指標**になるため、**受賞製品本体に表示**するなど、**消費者の目に触れる箇所に表示**する必要があります。（例：ホームページ掲載など）
- ✓ 表示承認年や機種型番が入った**通常版は永年使用が可能**です。表示箇所が小さい等の事情がある場合、**簡易版**の使用が可能ですが、**受賞した年度を初年度として、連続4年度までに製造又は出荷された製品を対象**とした使用に限られます。

通常版



簡易版



06.応募書類

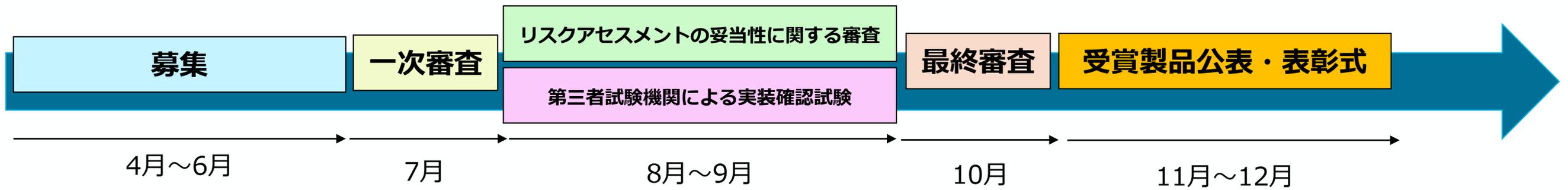
応募する際は以下書類等の提出が必要です。

- 応募様式（本PowerPoint資料）
- 応募製品全体として基本的安全性を担保することを証明する書類（適合同等証明書、試験成績書等）
- リスクアセスメントシート及び関連する資料
- リスクを低減する対策の実装確認について第三者試験機関に事前相談したことが分かる書類（応募時点で試験が完了している場合は、試験結果が分かる書類）
- リスク低減方策の効果が分かる動画

**（手戻りを少なくするために）
応募に先立ち、事務局への事前相談を強く推奨します！**

07. 審査スケジュール

以下の年間スケジュールを予定しています。



事前相談は通年で対応！

たとえば、以下について相談できます！

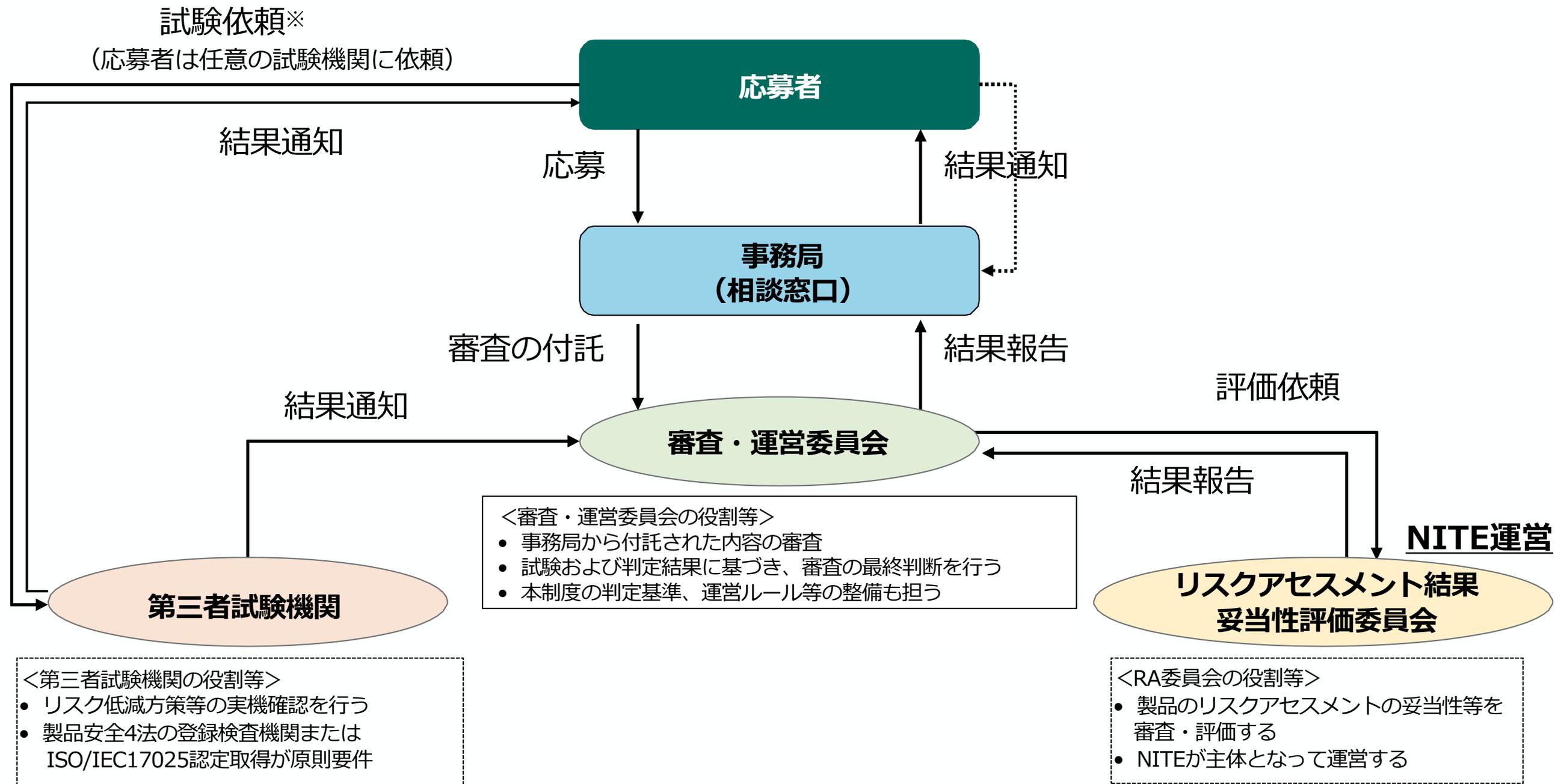
- ◆ 制度・フローの詳細について（自社製品が応募製品に該当するか、審査の仕組みなど）
- ◆ 応募様式の書き方について
- ◆ リスクアセスメントの実施について（リスクアセスメントのやり方、R-Mapの作り方など）
- ◆ リスク低減策の実証について（検証すべき内容、第三者試験機関への依頼内容など）

令和8年度・全体スケジュール（予定）

イベント	スケジュール案
募集開始	4月13日(月)
事前相談会	4月6日(月)～通年
応募説明会	4月17日(金)
募集締切	6月26日(金)
第1回審査・運営委員会（一次審査）	7月29日(水)
第1回リスクアセスメント結果妥当性評価委員会	9月下旬
第2回審査・運営委員会（最終審査）	10月28日(水)
受賞企業・団体発表	11月下旬
表彰式	11月～12月
第3回審査・運営委員会（今年度振り返り）	2月下旬
お披露目会・講演会	未定

08. 審査スキーム

審査は以下の流れで行われます。



※なお、第三者試験機関で実機試験（動作試験、性能試験等に関すること）を実施（再現）することが難しい場合などに当たっては、モニター調査やユーザビリティテスト、有意差検定等の結果を踏まえて、応募者が当該リスク低減方策の効果等を示すことで代替できる。

09.受賞のメリット、ロゴマークの活用事例など

エレコム株式会社 受賞製品：USBケーブル

「あんしん・あんぜん」への思い

- 安全な使い方を注意喚起するばかりでなく、多種多様な利用ケースにおいて、製品側で安全を確保するものを提供することがメーカーの使命であり、「あんしん・あんぜん」な製品を社会に届けるという使命において、+あんしん表彰制度は、その想いを形にするための最適な枠組みであると考え応募。

受賞メリットと今後の活用

- 第三者視点での製品安全への取り組みを社会に示せること
- 若年層や高齢者の誤使用・誤注意リスク低減に資する製品設計思想を、より分かりやすく伝えられること
- 単なるマーク表示に留まらず、製品開発・評価・情報発信までを含めた「製品安全の姿勢」を継続的に伝えていくための仕組みとして活用

▼PKGイメージ



▼製品タグイメージ



▼販促物イメージ



タイガー魔法瓶株式会社

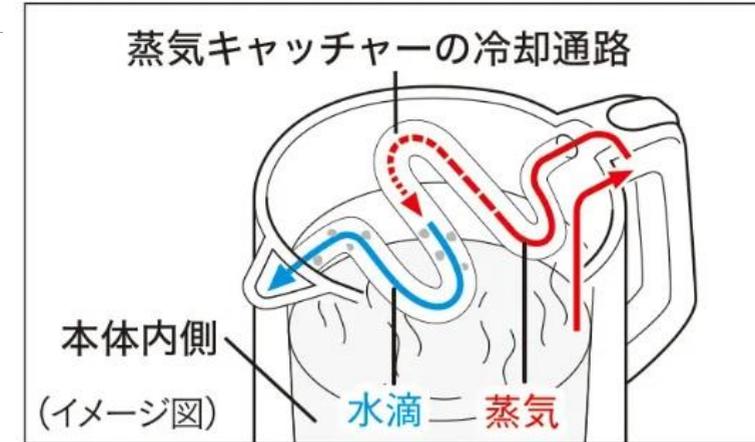
受賞製品：蒸気レス電気ケトル

「プラスあんしん」への思い

- 生活の中に溶け込む調理家電において、安全性は重要な要素であり、プラスあんしん制度はその安全性を公平な形で評価する唯一の制度となるため、今後も積極的に他のカテゴリーにおいても応募に挑戦したいと思っている。

受賞メリットと今後の活用

- 商品に対する安心・安全への取り組みに対し第三者からの評価を得ることで、より信頼性が担保され、お客様へのアピールがしやすくなった。また競合他社に対し、安心・安全に対する優位性を示すことができる。
- プレスリリース、SNS、製品本体もしくは店頭販促物への貼付、ホームページへの掲載を予定。（新生活需要の3月後半から4月に実施。）



株式会社パロマ

受賞製品：ビルトインコンロ「AVANCE」

「プラスあんしん」への思い

- 高齢層、若年層における誤使用リスクを減らすための取組みは、弊社の企業理念と合致するものであり、今回この制度が創設されたことに感謝申し上げます。

受賞メリットと今後の活用

- 安全安心に対する取組みを、企業の一努力だけではなく、第三者にご認定いただけることで、より説得力が増すことで広報活動の後ろ盾をいただいたことが、大きなメリットと考えている。
- ホームページ掲載、カタログ掲載、展示会（パロマフェア等）での装飾への掲載を予定。
- プラスあんしん制度そのものの意義と、受賞させていただいたことを、SNS（インスタグラム、youtube等）にて、発信させていただき、認知度の向上に活用させていただきたい。



日立グローバルライフソリューションズ株式会社

受賞製品：IHクッキングヒーター

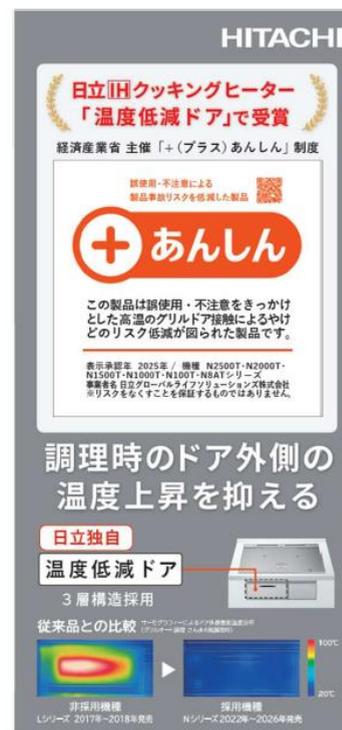


「プラスあんしん」への思い

- メーカーが安全性を高めた製品づくりに取り組むことは当然の責務と考えており、そのうえで、お客様のわずかな不注意や、メーカーが想定しない誤使用があった場合でも事故のリスクを低減できるようにすることが、社会全体の製品事故の減少につながる重要な取り組みと捉えている。
- 本表彰制度は、そうした安全性向上への取り組みが社会に広く認知される機会であると捉えている。

受賞メリットと今後の活用

- 製品の安全性向上への取り組みについて、お客様に広く認知していただく機会として活用していきたい。
- カタログやPOPなどの販促物へロゴマークを掲載し、IHクッキングヒーターのグリルドアにおける従来からの課題となっていた火傷リスクを低減した製品であることを、お客様にわかりやすく伝えていく。



POPイメージ



令和7年度 経済産業省主催
「+(プラス)あんしん」制度 受賞
〈温度低減ドア(3層構造採用)〉



カタログイメージ

マツ六株式会社 受賞製品：遮断機式手すり

「プラスあんしん」への思い

- 今回の受賞を機に、次のチャレンジに対する意欲が湧いた。本制度が更に普及し、安心・安全が製品が数多く世に送り出されるよう、並走していきたい。

受賞メリットと今後の活用

- お墨付きを頂けたことで、**消費者が商品選定を行う際の信頼性向上につながる**と考える。
- 製品安全に対する姿勢をPRし、**企業価値向上につながるツール**として活用



ロゴマークが貼られた梱包材



+あんしん受賞製品のLP

リンナイ株式会社

受賞製品：SAFULL+（グリル付きビルトインコンロ）

「プラスあんしん」への思い

- 「高齢者にとって最も使いやすくわかりやすいコンロ」をコンセプトとしており、「慣れ親しんだガス火調理を継続頂く」というところを目指している。そのような、お客様に対して最も伝えたい要素「ガス火でも安心して使用できる」というメッセージについて、認証を頂いたことは大変うれしく思っている。+あんしん制度を通して、ご高齢の方の生活習慣、暮らしを支えて参りたい。



PSアワード2025

経済産業省主催令和7年度第19回製品安全対策優良企業表彰（PSアワード2025）において、誤使用・不注意をきっかけとした着衣着火によるやけどのリスク低減が図られた製品として特別賞（製品部門）「+あんしん」を受賞しました。



この製品は誤使用・不注意をきっかけとした着衣着火によるやけどのリスク低減が図られた製品です

表示承認年 2025年 / 機種型番 RB21W40PYW
事業者名 リンナイ株式会社
※リスクをなくすことを保証するものではありません。

受賞メリットと今後の活用

- 特定のリスクに対して、リスク低減につながるという認証は、ユーザー様に対して安心感とその説得力をもたらす効果が期待できる。慣れ親しんだガス火調理の継続は健康寿命増進につながると考えている。
- カタログ、セイフル+専用ホームページ、展示会などで使う販促POPに活用を予定。「高齢者にとって最も使いやすくわかりやすいコンロ」というコンセプトを強化するプロモーションとして活用したい。

https://rinnai.jp/products/kitchen/gas_conro/gc_safullplus/safullplus_lineup
ホームページ

まずは御連絡ください！事前相談は通年に対応中！

お知らせ

お問い合わせ

文字サイズ変更



知りたい方

申請したい方



令和7年（誤使用事故を減らすための）
新しい表彰・表示制度が始まります！

誤使用・不注意による製品事故リスクを 低減した製品の表彰制度

誤使用等による事故の未然防止に役立つ機能を持つ製品に
マークを表示し、消費者が安全な製品を選択できるようサポートします。

表彰・表示制度概要 →

問合せ先

事務局

- ・メールアドレス：exl-ps-new-labeling★meti.go.jp
※[★]を[@]に置き換えてください。
- ・電話番号：03-5296-8912

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課

- ・電話番号：03-3501-1511



【参考】よくある質問集

特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の証明について

①

質問	回答
<p>他社製品を比較対象製品とする場合、その情報はどのように取り扱われるのか。</p>	<p>比較対象製品についても、他の応募書類での記載内容と同様に、原則公開します。ただし、他社製品を比較対象製品とする場合、<u>公開後に応募者以外の事業者に不利益が生じる恐れがある場合は、「事務局、審査・運営委員会限りの非公開内容」として関係資料を提出</u>してください。</p> <p>なお、そのような場合でも、<u>比較対象製品の概要を消費者等が理解できるように、公表用として比較対象製品の説明を応募書類（様式第1）に記載</u>してください。</p>
<p>(R-MAPにおける)始点がB領域かつ、リスクを顕著に低減していることが条件だが、対策後もB領域になる場合もあり得る。 この場合、許容可能なリスクの範囲と言えないのではないか。</p>	<p>始点及び終点がB領域である案件も、<u>対策で顕著に低減していることが認められ、効果があり、対策に意義が認められるものであれば、本表彰・表示制度の対象</u>になります。B領域は「許容できないリスクではないが、低減すべきリスク」とされていることを踏まえ、<u>消費者が正確にリスク低減方策の効果等を理解できるように、応募者はわかりやすく応募資料を作成</u>してください。</p>

特定の誤使用・不注意による事故リスクの低減状況の証明について

②

質問	回答
<p>リスク低減方策の実装と効果検証の違いは。</p>	<p>まず応募者には、応募製品に当該リスク低減方策が実装されていることの証明が求められます。実装の証明方法ですが、応募内容により異なり一概には定義できませんが、具体例を挙げると、リスク低減方策が「設計」による場合、「〇〇の温度が△度を超えない」ことを確認する証明方法、リスク低減方策が「機能」による場合、「一定条件下でセンサーがきちんと作動する」ことを確認する証明方法などが想定されます。</p> <p>なお、リスク低減方策の実装はガイドラインに記載の通り、「第三者試験機関」に依頼し確認を行う必要があります。</p> <p>一方、効果検証は「リスク低減方策が実装されることで特定の（誤使用・不注意による事故）リスクを下げる事が出来るか」応募者自身が合理的に証明することで説明するものです。試験方法について懸念がある場合、研究機関や大学・学術研究機関等へ相談することを推奨します。</p>

ロゴマークについて

質問

応募製品におけるロゴマークの表示可能期間について、出荷期間、販売期間いずれで管理するのか。

回答

「ロゴマークガイドライン」において、簡易表記は「受賞年度を初年度として 連続4年度までに製造又は出荷・販売された製品に表示できる。」こととしています。なお、通常の表示様式は、期間の定めなく表示し使用することができます。

※直接、表彰製品にロゴマークを付せるのは、連続4年度以内とすることを規定

。

その他

質問	回答
応募に係る事前相談を利用するには。	<p>制度HP (https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/riskssystem/) の「<u>お問い合わせ</u>」ページ (https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/riskssystem/contact.html) <u>に記載の事務局にご連絡ください。</u>なお<u>事前相談を申し込む際は、同じく制度HPの「お知らせ」ページ</u> (https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/riskssystem/news.html) <u>にある〈申込方法〉をご参照ください。</u></p> <p>事前相談は<u>募集期間に関係なく通年で対応</u>しています。</p>
リスク低減方策の実装を確認する試験について第三者試験機関にいつ頃相談すれば良いか。	<p>正式に応募を申し込む前の<u>応募検討段階で相談しておくことを推奨します。</u></p> <p>試験方法を事前に相談しておくことで、正式に第三者試験機関で試験を行う際、スムーズに実施が出来ます。</p> <p><u>実際に第三者試験機関で試験を実施する時期は、一次審査を通過した後(8月～9月頃)</u>になります。</p> <p>時期も併せて相談の際に伝えておくといいでしょう。</p> <p>また<u>第三者試験機関で試験を行う際に発生する諸費用は応募者負担</u>になります。ご了承ください。</p>